		日号外	ページ
二〇二	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件	二五	四
二〇三	重要送電設備等の指定に関する規程を定める件	二六	四
二〇四	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件	二七	八
二〇五	貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件	二七	210 四一
二〇六	貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件	二七	210 四一
二〇七	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等の一部を改正する件	二七	210 四一
二〇八	貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合の一部を改正する件	二七	210 四一
二〇九	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第十五条第三項の規定に基づく経済産業省又は中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件	三〇	212 五二
七	**○経済産業省、国土交通省**		
	エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準の一部を改正する件	三〇	212 五三
八	**○経済産業省、国土交通省**		
	エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準の一部を改正する件	三〇	212 五三
一一〇一	○経済産業省、国土交通省、環境省 特定特殊自動車の型式の届出があった件	二五	207 九
一一〇四	届出事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件	二五	207 一一
一一一六	少数生産車の型式を承認した件	二五	207 一一
一一二二	承認事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件	二五	207 一三
一一三五	少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件	二五	207 一四
一一三八	少数生産車の型式についての承認を取り消した件	二五	207 一四
一一四四	特定特殊自動車の型式の届出があった件	二六	五
一一四八	少数生産車の型式を承認した件	二六	五
一一四九	都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件	三〇	212 五四
八一八	○国土交通省 特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件	二	五
八一九	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	二	五
八二〇	砂防法第二条の土地を指定する件	二	五
八二三	砂防法第二条の土地の指定を解除する件	二	六
八二四	不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の住所等の変更の届出があった件	三	五
八二五	砂防法第二条の土地を指定する件	三	五
八二六	平成十二年運輸省告示第二百四十七号の一部を改正する件	四	六
八二七	砂防法第二条の土地を指定する件	四	六
八二九	高速自動車国道に関する件	五	七
八三〇	宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件	五	七
八三一	平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件	五	七
八三二	宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件	六	七
八三三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件	一〇	五
八三四	宅地建物取引業法の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件	一〇	六
八三五	直轄砂防工事を施行する件	一一	四
八三六	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	一一	四
八三七	立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道を指定した件	一一	四
八四一	指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件	一一	五
八四九	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	一二	五